

令和5年度山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、観光文化スポーツ部が所管する公の施設（以下「施設」という。）に係る、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第11号、以下「条例」という。）第3条の規定に基づく指定管理者の候補者の選定等に必要な事項を定めるものである。

(設 置)

第2条 施設に係る指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定等を公平かつ適正に実施するため、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設の特性等に応じ、選定基準及び管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等が適切であるか審査及び評価（以下「審議」という。）し、観光文化スポーツ部長に必要な意見を提供すること
- (2) 選定基準に基づき、条例第2条の指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその事業計画書の内容等を審議し、山形県知事（以下「知事」）が候補者とすべき者を選定するにあたり必要な意見を提供すること
- (3) その他知事が候補者とすべき者を選定するにあたり必要な事項

(組 織)

第4条 審査委員会は、次の委員をもって組織する。

観光文化スポーツ部次長（以下「次長」という。）

観光文化スポーツ部観光復活推進課長

観光文化スポーツ部各課長（所管する施設の指定管理者に関する審査に限る。）

総務部が選任する外部の有識者委員3名

2 審査委員会に委員長を置き、次長である委員をもって充てる。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員の中から委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 審査委員会は、委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 委員の中に、申請団体の役員等関係者がいる場合は、当該委員は、当該申請に係る審議に加わることはできない。

2 第5条第3項にいう委員は、本条第1項により除斥された委員を含まない。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定結果の公表等)

第9条 審査委員会の会議の公開の可否は、「審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行）」に基づき審査委員会が決定するものとする。

2 審査委員会に係る情報、指定管理者の候補者の選定結果及び選定理由については、「審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行）」に基づき公表する。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、観光文化スポーツ部観光復活推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。